

主催：大阪弁護士会 遺言・相続センター

平成31年「良い遺言の日」記念行事

参加無料 要予約

弁護士による講演会 遺言・相続なんでも

# 遺言・相続 無料法律相談会

2019年

4月15日(月) 13:00~16:00 正午開場  
大阪弁護士会館2階ホール  
〒530-0047大阪市北区西天満1-12-5



大阪弁護士会HP  
「良い遺言の日」  
案内ページへ

第一部：13:00~13:50

■講演会「～ほかでは聞けない～相続法改正 弁護士の本音トーク」

講師：弁護士 藤井薫、弁護士 上田智子 (大阪弁護士会遺言・相続センター運営委員会)

第二部：14:00~16:00

■「遺言・相続に関する無料法律相談会」一組30分まで

講演会にご参加いただいた方を対象に面談相談を実施いたします。

今年7月から来年4月にかけて、改正相続法が施行されます。「40年ぶりの大改正」とも呼ばれ、遺言書作成・保管方式の変更、「遺留分」を巡るルール改正、「配偶者居住権」といった制度の新設など、「遺言・相続」を巡るルールが大きく変わります。

しかし、相続法改正によって、具体的に何がどう変わるのか、実際の「遺言・相続」にどう影響してくるのか、ご存知でしょうか？

第1部では、「～ほかでは聞けない～相続法改正 弁護士の本音トーク」と題して、相続法改正で「実際のところ」何がどう変わるのか、どういった点に気をつけておけばよいかなど、「ほかでは聞けない」情報を、遺言相続分野に精通する弁護士が「本音で」お話しいたします。

そして、第2部では、「弁護士による無料法律相談会」を行います。

遺言相続案件の経験豊富な弁護士がご相談に対応いたしますので、遺言や相続に関するご相談であれば何でもご相談ください。

ご相談料は無料です。皆様、お気軽にお申し込みください。

お問合せ：大阪弁護士会 遺言・相続センター

TEL 06-6364-1205 平日 9:00~12:00  
13:00~17:00

□京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分 □地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分  
□地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分 □JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

お申込方法 大阪弁護士会ホームページまたはFAXにてお申込ください。上記QRコードからもお申込いただけます。

**[要予約・無料]**

一時保育サービスあります

※申込期限は、4月5日(金)17時まで  
[対象] 首のすわっている乳児～未就学児  
[時間] 開始の15分前から、終了の15分後まで

 耳マーク

手話通訳、文字通訳あり

※3月29日(金)までに要申込  
※大阪弁護士会HPより申込できます。  
※講演会のみ



## 参加申込書

準備の都合上、第二部の法律相談会への参加ご希望をお知らせください。なお、正式なお申込は当日会場にて承ります。(先着順)

大阪弁護士会 遺言・相続センター宛  
FAX: 06-6364-5069

ふりがな	電話番号 ( )	相談会参加	希望する・希望しない	参加人数
氏名	—	手話通訳・文字通訳		名

※希望される方は○をおつけください。 ※講演会のみ

●ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本イベントに関するご連絡以外には使用いたしません。

弁護士による無料電話相談を行っています。

遺言・相続に関する不安や悩みに『法律の専門家』弁護士が電話でお答えします。

常時受付中 TEL 06-6364-1205 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

